

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース

第44号



通信販売のトラブルに注意！

クーリングオフ不可！？

最近、幕別町消費生活センターでは通信販売に関する相談が急増しています。そこで今回は通信販売のトラブルを防ぐためのポイントなどをご説明します。

注意のポイント

その他、通信販売では「商品が届かない」「事業者と連絡が取れない」などのご相談もあります。このようにトラブルを避けるためには、

■【特定商取引法に基づく表記】で事業者名、住所、連絡先などを必ず確認する。

■注文内容、支払の控えは必ず保管しておく。
■代金の前払は避ける。

などが重要です。
通信販売の仕組みをよく理解して賢く利用しましょう。

通信販売は実物を見て購入できないため、トラブルが発生しやすい購入形態ですが、一定期間無条件で契約解除ができる『クーリング・オフ制度』が適用されません。なぜなら通信販売は訪問販売や電話勧誘販売などとは違い、不意打ち的に勧誘されて契約させられる状況にはならず、よく考えた上で自らの意思で申し込んでいると見なされるからです。

また、通信販売を申し込んだ時点での販売条件に同意していると見なされます。そのため、広告に「返品・交換不可」と記載があればそれに同意したことになり、返品・交換をすることはできません。通信販売を利用する際は返品・交換ルールなどの販売条件をよく確認してから申し込むことが大切です。

ただし、事業者が広告に返品ルールを表示していない場合、商品を受け取った日から8日間は返品が可能です。その場合の送料は購入者の負担になります。



相談事例紹介

自然災害での家屋被害はどの保険？

今月の相談

最近、自然災害で家屋への被害の話を目にする事が多い。台風被害の場合などは火災保険や地震保険で補償が受けられるのか？

事故の種類	保険タイプ
火災、落雷、ガス爆発などの破裂・爆発、風災、ひょう災、雪災	住宅総合保険
水災（台風や豪雨による）	住宅火災保険
建物外部からの物体の飛来・落下・衝突	住宅総合保険
給排水設備の事故等による水もれ騒じょう等による暴行・破壊	

家屋への損害について、火災保険は左の表のような事故に対して契約内容によって補償が受けられるようです。
加入されている火災保険が、どのような災害や事故に対応しているのか、さらに保険の対象が「建物」「家財」「建物+家財」のどの部分をカバーされるか確認しておくとよいでしょう。

また、地震や噴火を直接又は間接の原因とする火災・損壊・埋没・流失による被害は、火災保険の補償対象外となりますので、「火災保険」と「地震保険」をセットで契約しておく必要があります。
ハザードマップ等で居住地域の情報を整理の上、必要な補償を選ぶようにしましょう。

問 幕別町消費生活センター（☎ 55-5800）

地区	相談受付		場所
幕別	火曜・木曜	午前9時～午後4時	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	(札内:第1・3・5水曜は午後7時まで)	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜		忠類コミュニティセンター

見守り 新鮮情報

事例1 ドライブレコーダーを取り付けたが、SDカードの不良でデータが録画されていなかった。

(70歳代 男性)



©Kuroaki Gen

事例2 自動車を運転中、交差点で対向車と衝突した。ドライブレコーダーに録画されているはずの映像が記録されていなかった。

(60歳代 男性)

ドライブレコーダーの映像は定期的に確認！

ひとこと助言

定期的に確認



- 相談事例では、事故やトラブルの時に確認した際、初めて映像が記録されていないことに気が付いたという例が多く見られました。
- データを記録するSDカードの異常により、映像が記録されていないケースがあります。SDカードは定期的にフォーマット(初期化)する必要があります。また、繰り返し使用し、劣化していく消耗品なので定期的に交換しましょう。
- 取扱説明書をよく読んで、ドライブレコーダーに合ったSDカードを使用し、本体に異常が生じていないかの確認も含め、映像が正常に記録されていることを定期的に確認しましょう。